

---

## 第 13 章 スポーツ仲裁裁判所（CAS）

---

### 第 230 条〔スポーツ仲裁裁判所（CAS）〕

- ① 本協会は、本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟および準加盟チーム）ならびに個人（選手、監督、コーチ、審判および役職員その他の関係者）、ライセンスを付与された試合エージェントおよび選手エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。
- ② CASスポーツ関係仲裁規則の規定は、手続に適用される。CASは、FIFAの種々の規定と、それに加えて、スイス法を適用する。

### 第 231 条〔CASの管轄〕

- ① 本協会によって下された最終決定に対する不服申立は、当該決定の通知から21日以内にCASに提起されるものとする。
- ② CASへの不服申立の提起は、すべての他の内部の手続が使い尽くされた後にのみ、CASに対してなされることができる。
- ③ CASは、以下の事項から生ずる不服申立は取り扱わない。
  - (1) 競技規則の違反
  - (2) 4試合以下または3ヶ月以内の出場停止
  - (3) 本協会またはAFCの規則に基づき認められた、独立のかつ適法に構成された仲裁機関に対して不服申立をすることのできる決定
- ④ 不服申立は、第1項の最終決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。ただし、CASは、不服申立に基づいて、そのような中断させる効果を有する命令をすることができる。